

令和6年度京都市くらし応援給付金（非課税・均等割のみ課税世帯、子ども加算）
よくあるお問合せ

※<振込>Q1を修正（9月17日更新）

※<申請手続き（申請書関連書類）について>Q2を一部修正、Q4、5を追加（9月10日更新）

<対象世帯・給付基準について>

Q1 私（の世帯）が「令和6年度京都市くらし応援給付金（非課税・均等割のみ課税世帯、子ども加算）」（以下、「給付金」という。）の支給対象世帯かどうか確認したい。

A1 支給対象は、基準日（令和6年6月3日）において世帯全員の令和6年度分の住民税が非課税又は均等割のみ課税である世帯となります。対象世帯には、7月10日に案内文書を郵送しました。具体的には、以下1～6の要件を全て満たす世帯です。

- 1 基準日（令和6年6月3日）時点で京都市に住民登録があること
- 2 世帯に属する全ての世帯員が令和6年度分の住民税（令和5年1月から12月の収入・所得）が非課税又は均等割のみ課税であること
- 3 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと
- 4 令和5年度住民税非課税世帯（7万円）又は均等割のみ課税世帯（10万円）を対象とする給付金について、本市及び本市以外の自治体において、給付対象であった世帯と同一世帯及び当該世帯の世帯主を含む世帯でないこと
- 5 住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯に対する令和6年度の10万円給付金（※）を本市以外の自治体で受給していないこと。

※自治体により給付額が異なる場合あり

- 6 住民税が課税されている者の扶養親族だけで構成される世帯ではないこと
- ※ 扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

<対象外の例>

- ・親（課税者）に扶養されている大学生（非課税又は均等割のみ課税）の単身世帯
- ・子（課税者）に扶養されている親（非課税又は均等割のみ課税）の世帯

Q2 生活保護・年金受給世帯であるが、支給対象か。

A2 Q1の支給要件を満たしている世帯であれば、支給対象となります。ただ

し、住民税が課税されている方に扶養されている場合は対象外となります。

Q 3 令和5年度住民税非課税世帯（7万円）又は均等割のみ課税世帯（10万円）を対象とする給付金を世帯主として受給したが、令和6年度は支給対象か。

A 3 支給対象外となります。

Q 4 令和5年度住民税非課税世帯（3万円）を対象とする給付金のみ受給し、7万円の給付金は受給していない。令和6年度は支給対象か。

A 4 Q 1の支給要件を満たしていれば、支給対象となります。なお、給付額は7万円となります。

Q 5 実家が非課税世帯で、世帯員として、令和5年度住民税非課税世帯（7万円）の給付を受けた。基準日（令和6年6月3日）時点では、実家を転出し、単身世帯の世帯主であるが、令和6年度は支給対象か。

A 5 令和5年度給付金で支給対象となった世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給対象外となりますが、基準日（令和6年6月3日）時点で単身世帯となられている場合で、Q 1の支給要件を満たしていれば、支給対象となります。

Q 6 住民税課税者である配偶者の被扶養者（無収入）であったが、基準日（令和6年6月3日）の翌日以降に離婚した場合、令和6年度は支給対象か。

A 6 要件を満たす場合は、支給の対象となる可能性がございますので、本質問に該当される場合は、コールセンター（0120-300-854）に連絡をお願いします。

Q 7 令和6年度において、当初は住民税非課税世帯として給付を受けたが、その後修正申告等により課税世帯となった場合、どうすれば良いか。

A 7 修正申告等により、非課税世帯から課税世帯になった場合は、支給対象外となるため、既に受給された給付金は返還いただく必要があります。

一方、所得税や住民税が課税され、定額減税しきれない額が生じる見込みとなった場合は、申出書の提出により、調整給付を受給できる場合があります（申出書を提出されない場合でも、新たに調整給付の対象となった方には令和7年に給付を行う予定です）。

本質問に該当される場合は、コールセンター（0120-300-854）に連絡をお願いします。

Q 8 親（課税者）に扶養されている単身世帯の大学生であるが、支給対象か。

A 8 住民税が課税されている者の扶養親族だけで構成される世帯となりますので、支給対象外です。

Q 9 基準日の翌日（令和 6 年 6 月 3 日）以降、京都市から転出した場合でも支給対象か。

A 9 基準日（令和 6 年 6 月 3 日）時点で住民登録があった市町村から支給されますので、6 月 3 日以降に京都市から転出された場合であっても、京都市において支給対象となります。支給の可能性のある世帯には、7 月 10 日以降に案内文書を送付しておりますので、そちらをご覧ください。

Q10 修正申告又は生活保護世帯で市・府民税の減免手続きを行い、課税→非課税に変更となったが、給付金を受給できるか。また、既に調整給付を受給している場合は返還が必要か。

A10 課税→非課税に変更になった場合、給付金の支給対象となりますので、申請書をご提出ください。なお、既に調整給付金を受給されているが要件を満たさなくなった場合は、既給付の返還が必要となります。

Q11 子ども加算を受給するために、申請等が必要か。

A11 令和 6 年度給付金の対象世帯で、本市に住民票のある 18 歳以下の子ども（基準日以降に生まれた子どもを含む）についてはプッシュ型で給付を行うため、申請は不要ですが、

- ① 別世帯に属する児童を扶養する世帯
- ② 令和 6 年 6 月 4 日以降に市外へ転出され、転出先で子ども（※）が生まれた世帯 の場合は、別途、申請が必要となります。

※平成 18 年 4 月 2 日から令和 6 年 10 月 31 日までに生まれた子どもが対象

<申請手続き（申請書関連書類）について>

Q 1 給付金は、世帯主以外でも申請できるか。

A 1 受給権者は、原則、基準日（令和 6 年 6 月 3 日）時点の世帯主になります。ただし、委任行為が確認できれば、世帯主以外のご家族など、別の方が手続きを行い、申請・受給することは可能です。

【支給のお知らせ】

届出期限が終了しているため、代理申請・受給はできません。

【確認書・申請書】

書面の代理人欄に記入し、必要書類を添付の上、送付してください。

Q 2 (一部修正) 住民登録上の住所とは別の住所に確認書を送付してほしい。

A 2 原則、基準日(令和6年6月3日)時点の住民登録上の住所に郵送します。何らかの事由により、住民登録上の住所とは別の住所に郵送を希望される場合は、別途「確認書等転送依頼届」の提出が必要になります。転送依頼届はホームページからダウンロードいただき送付してください。なお、ダウンロードが難しい場合は、コールセンターにお電話いただければ、指定の住所宛に郵送します。

Q 3 令和6年1月2日以降に入国したため、課税証明書が発行できない。どのように手続きを行えばよいか。

A 3 令和6年1月2日以降に入国したことが確認できる書類を添付し、提出してください。

<日本に戸籍のある方>

戸籍の附票の写し(令和6年1月1日時点で国内に住所がないことを証明できるもの)

<日本に戸籍がない方>

基準日以降に入国したことが分かる書類(査証(ビザ)又は査証(ビザ)免除国出身の方はパスポートの写し等)

なお、申請の際には、申請書、本人確認書類(コピー)、受取口座が確認できる書類もご提出ください。

Q 4 (追加) しばらく入院しているため、自宅に案内文書が届いているか確認できない。もし支給対象だった場合、期限を過ぎてからでも申請を受け付けてもらえるか。期限内の申請が必須の場合は、どうすればよいか。

A 4 支給対象となる方には、基準日(令和6年6月3日)時点の住民登録上の住所地に案内文書を送付しております。基準日(令和6年6月3日)と異なる場所にお住まいの場合は、「確認書等転送依頼届」を提出いただければ、支給対象の方には、当該届に記載いただく住所に案内文書をお送りします。なお、「確認書等転送依頼届」は当ホームページからダウンロードいただくか又はコールセンターにお電話いただければ、指定の住所宛に郵送します。

また、入院中で案内文書の確認ができないなどの事情があっても、申請期限(令和6年10月31日(必着))の延長は認められません。受給を希望される場合は、御家族に手続きを依頼するなど、期限内に申請をお願いします。

Q 5 (追加) 確認書及び申請書について、代筆は可能か。

A 5 支給対象者本人による申請（申請手続き、不備への対応、本市からの通知文書の受取等）が困難な場合は、代理人申請いただくことも可能です（代理人が受給する場合（代理人口座への振込等）は要件があります。）。

また、本人への了解を得た上で、確認書、申請書について、御家族や御友人等に代筆いただいても構いません（代筆される方はどなたでも結構です）。代筆のみであれば、代理人申請欄への記入や代理人申請に必要な添付書類を送付していただく必要はございません。

<振込>

Q 1 (修正) 【支給のお知らせ】いつ頃に振り込まれるのか。

A 1 8月6日に振込済みです。振込エラー等により振込ができていない場合は、本市から不備通知を送付しておりますので、御対応ください。

Q 2 【確認書、申請書】申請してから、どれくらいで振り込まれるのか。

A 2 書類に不備等がなければ、概ね1か月程度で振込となります。

<その他>

Q 1 給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となるのか。また、生活保護受給世帯は被保護者の収入認定になるのか。

A 1 課税対象や差押対象とはなりません。また、収入認定としない取扱いとなっています。

Q 2 給付金の案内が届いたが、詐欺ではないか。

A 2 「令和6年度京都市くらし応援給付金」に係る案内文書は本市から7月10日以降に支給対象の方へ送付しており、詐欺ではございませんのでご安心ください。

なお、ホームページに掲載している送付用封筒を用いて発送しておりますので、ご確認ください。

Q 3 相談窓口はどこにあるのか。

A 3 以下の場所で、相談窓口を設置しております。

住 所：京都朝日ビル4階

(京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65)

開庁時間：平日午前8時45分～午後5時30分